

※現在校則の改定作業を進めています。年度途中で内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

学校生活の規準

○学習成績の評価

学習成績の評価は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点を考慮し、定期試験・学習態度・出席状況・課題（レポート）・小テスト・実験実習・実技等を総合して算出する。

○単位の追認

過年度において単位不認定科目を有する者に対し、以下の要領で単位追認試験を行う。

- (1) 追認試験は年2回（8月及び1月）行う。ただし、3年生に限り2月にも行うことができる。
- (2) 追認試験を受ける者は事前に学級担任を経て教務部に受験願を提出するとともに、当該科目担任に申し出て十分な指導を受ける。受験願を定められた期日までに提出しない者は、その受験資格を失う。
- (3) 原則として、正当な理由なくして追認試験を受けなかった者は、その年度の以後の当該科目の受験資格を失う。正当な理由で受けられなかった者には、改めて追認試験を行うことができる。
- (4) 当該科目担任は教務部の定める試験日程に従い追認試験を行う。実技を伴う科目もこれに準ずる。

○通 学

- 1 通学の際は交通道徳を重んじ、他の模範となるよう努める。
- 2 始業時刻10分前までに登校するように心がけるとともに、所定の時刻までに下校する。ただし、生徒退出時刻（午後4時40分（7時間の日は午後5時））以降に学校に残る場合は許可を受ける。
- 3 欠席する場合は、必ず保護者が連絡する。
- 4 始業から放課までの間に校外に出る時は、学級担任に届け出て「外出届」を携行する。ただし、実習等の場合を除く。
- 5 遅刻した場合は、「遅刻届」を提出する。
- 6 登校後やむなく欠課、早退する時は、学級担任に届け出て許可を得る。
- 7 始業および生徒退出の時刻は次のとおりとする。
始業時刻 午前8時45分
生徒退出時刻 午後4時40分（7時間の日は午後5時）
- 8 生徒手帳を常に携行する。

○礼 儀

- 1 職員または来校者に会った時は挨拶をする。
- 2 生徒相互も、挨拶するよう心がける。
- 3 言葉づかいは正しく、丁寧であるよう心がける。

○交 友

- 1 良い友人関係をつくり、自己の啓発に努める。
- 2 上・下級生徒間においては秩序を保つとともに、敬愛の心を失わない。
- 3 男女の交際は、節度をもって、公明に行う。

○服 装

- 1 服装は清潔端正で品位を保ち、華美をさける。
- 2 本校指定の制服を着用する。ただし、学校の指示または許可によって略装することができる。実習服および体育の服装については別に定める。
- 3 服装の規定については「風紀規定」に従う。
- 4 男子は、右襟に校章、左襟に学年色の科章を、女子は、上着の左襟に校章をつける。

(学科別)

普通科 (L) Liberal

生物生産科 (A) Agricultural

環境工学科 (E) Engineering

福祉科 (S) Social Welfare

- 5 上履きは本校指定のものを使用する。

○清掃・整美

- 1 校舎内外の清掃美化に努める。
- 2 学級ごとに定められた受持区域の清掃を実施する。
- 3 清掃終了後監督職員の点検、指導を受ける。
- 4 清掃用具は大切に取り扱い、所定の場所に確実に返還又は保管する。
- 5 校舎・校具を破損した時は、ただちに申し出て指示に従う。

○所持品

- 1 教科用具および所持品には、科・学年・組・氏名を明記する。
- 2 貴重品や金銭の保管については、十分に留意し、更衣室ロッカーは、必ず鍵をかける。
- 3 金銭・物品は、貸借しない。
- 4 金銭・物品を紛失または拾得した時は、ただちに学校に届け出る。

○風紀

- 1 頭髪は生徒らしい清潔なものとする。パーマ、ウェーブ、脱色・染色、カール、モヒカン、アシンメトリー、ツーブロック、長髪、剃り込み、付け毛（エクステンション）等をしない。
- 2 旅行（泊をともなう時）・登山・アルバイト等を行う場合は、所定の用紙に記入のうえ、学級担任に提出し、指導を受ける。
- 3 次の諸項は厳禁する。
 - (1) 喫煙・飲酒等の違法な不良行為
 - (2) 生徒として不適当な遊戯場・飲食店等への立ち入り
 - (3) 深夜の外出（午後10時以降は条例で禁止）
 - (4) 試験の際の不正行為（携帯の鳴動も含む）
 - (5) 公共物の私物化や破壊
 - (6) その他生徒としての本分に反する行為（いじめや暴力、暴言等）

○交通

- 1 乗り物を利用する場合は、学校の定めるところによる。
- 2 自転車の2人乗りをしない。
- 3 交通ルールを遵守する。
- 4 二輪車の規定の趣旨を理解し、全面的に協力する。

○集会

- 1 会を組織したり、集会を催したりする場合は、学校に届け出て指導を受ける。
- 2 次の場合は、必ず学校に申し出て許可を受ける。
 - (1) 金銭の募集、印刷物の出版、掲示等をする場合
 - (2) 生徒が直接学校の名、または生徒会等の名で対外交渉をする場合
 - (3) 校外団体に加入する場合

○皆勤

- 1 3年間無遅刻・無欠席・無早退・無欠課の者を皆勤とする。
- 2 次の場合は出席扱いとする。
 - (1) 学校代表としての出向の場合
 - (2) 校外活動への参加を校長が認めた場合

3 次の場合は出席すべき日数または時数を減じ欠席としない。

- (1) 忌引の場合
- (2) 本人、家族または同居者などに伝染病が発生し、学校から出席停止を命じられた場合
- (3) 就職・進学・資格等に係る試験で事前に申し出て許可された出席停止の場合
- (4) 校長が認めた風水雪害や列車・バス等の事故により遅刻・欠課・欠席した場合

○精 勤

3年間の欠席1日の者、又は、遅刻・早退の合計が3回以内で欠課時数が6時間以内の者。

○購 買

- 1 昼食は原則として弁当を持参する。
- 2 購買を利用する場合は各自で販売場所に行き、購入する。
- 3 昼食を購入するために外出することはできない。

○アルバイト

- 1 長期休業中（夏季・冬季・春季）においては、届出により下記の指導事項を満たす範囲内において行うことができる。
- 2 平常時（長期休業以外）においては、学校生活への影響も大きいため原則禁止とする。ただし、特別な場合には、次の〈許可基準〉を満たすことを条件に許可する。

〈許可基準〉

- (1) 経済的事情等特別な理由がある。
- (2) 保護者の責任のもと、アルバイトをさせたいという強い意志を持っている。
- (3) 保護者・本人・担任・係職員の四者面談を実施して、アルバイトの理由を確認する。
- (4) 許可期間は当該年度内とする。継続する場合は年度初めに届を再提出する。
- (5) 届の内容に変更が生じる場合には、事前に申し出る。
- (6) 1年生の1学期間は禁止する。
- (7) その他、下記の指導事項を満たしている。

〈指導事項〉

- (1) アルバイトを希望する目的及び理由がある。
- (2) 学校生活（学業及び部活動等）に支障が生じるものでない。
 - ① 本分である学業を阻害することがない。評定「1」がある場合は認めない。
 - ② 部活動への参加ができないというような場合は控える。ただし、学業を継続していく上で、経済的事情等が深刻である場合には、特別に許可する場合がある。
- (3) 雇用主との間に雇用契約書等の文書で定めたものがある。
- (4) 高校生としてふさわしくない職種や職場環境でない（酒類に関する業務は禁止）。
- (5) 就労時間は1日8時間まで、終業は午後8時までを原則とする。
- (6) 職場までの時間的・距離的問題がない。
- (7) アルバイトで得た給与の使途が有意義かつ有効である。
- (8) 定期試験1週間前から試験終了までは実施しない。
- (9) アルバイト中は「アルバイト許可証」を常に携行し、提示を求められた場合は速やかに対応できるようにする。また、許可証は年度末に学校に返却する。許可期間内にアルバイトを中止した時も同様とする。

※この規定に違反した場合や無断アルバイトは、校則違反とし特別指導の対象とする。

風紀規定

	服 装	<p>ア 本校指定の学生服（上・下）とし、白いワイシャツを着用する。</p> <p>イ 校章・科章・ボタン等は、指定のものをきちんとつける。</p> <p>ウ 季節による服装については次のとおりとする。</p> <p>1) 4月～ 本校指定の学生服を着用する。</p> <p>2) 6月～ 衣替えをする（上着を脱ぎ、白いワイシャツを着用する）。 本校指定のポロシャツを着用してもよい。 ※寒い日は、学生服を着用してもよい。</p> <p>3) 10月～ 本校指定の学生服を着用する。</p> <p>4) 冬季間は防寒コートを着用してもよい。</p> <p>エ 変形したり、他のものを着用したりしない。</p> <p>オ 生徒間の交換は禁止する。</p>
男	頭 髮	<p>ア 頭髪は生徒らしい清潔なものとし、パーマ、ウェーブ、脱色・染色、カール、モヒカン、アシンメトリー、ツーブロック、長髪、剃り込み等は禁止する。</p> <p>イ 長さは、目・耳・襟にかかる程度とする。</p> <p>ウ 整髪料の使用は禁止する。</p>
	通 学 靴	<p>ア 革靴・合成革靴は、黒または茶色の一色とする。運動靴は、学生らしいものとする。</p> <p>イ 型は学生らしいもので、ヒールの高さは3cm位までとする。</p>
	上 履 き	<p>ア 上履きは本校指定のものとする。</p> <p>イ つまさきの表に名前を明記する。</p> <p>ウ かかとを踏まない。</p>
	ソ ッ ク ス	白色、紺色、黒色の一色のものとする。ワンポイントは可とする。短くともくるぶしにかかるものとする。
子	ベ ル ト	<p>ア 黒色とする。</p> <p>イ 巾は2.5cm～3.5cmとする。ノーベルト・吊りバンドは禁止する。</p>
	カ バ ン	学生カバンまたは手提げカバン、肩掛けカバン、背負いカバンは学生らしいもので1日分の教科書・ノート類が入る大きさのものとし、ふたのできるものとする。
	セ タ タ	上着の下にセーターを着ることができる。指定のセーターを着ていれば、校内では上着を省略することができる。
	防 寒 コート	<p>ア 紺・黒・グレー・ベージュ・茶色の一色のコートまたは半コートで、学生らしいものとする。</p> <p>イ ジャンパー、パーカー、カーディガン、ジージャン、ウィンドブレーカー類は禁止する。</p>
	所 持 品	<p>ア 盗難防止のため、持ち物には必ず科・学年・組・氏名を明記する。</p> <p>イ 貴重品の管理をきちんとする。</p> <p>ウ 教科書・その他教材は、教室等に放置せず家庭に必ず持ち帰る。</p> <p>エ マンガ・雑誌類、遊技具類、ヘッドホンステレオ、ドライヤー等は学校に持ち込まない。</p> <p>オ 携帯電話等は「持ち込み願い」を提出し、校内では電源を切ってカバンにしまっておく。</p> <p>カ 校内での充電は禁止する。</p>
	そ の 他	<p>ア 眉毛は剃ったり、抜いたりしない。</p> <p>イ 爪は伸ばさず清潔にしておく。</p> <p>ウ ネックレス・ピアス・指輪等の装身具は禁止する。</p>

女子	服装	<p>ア 本校指定の制服（上着・スカート・スラックス・ニットベスト・リボン）とし、白いブラウス、ワイシャツを着用する。スカートの丈は膝頭中央とする。 ※ただし式典時は指定のブラウス、指定のハイソックスを着用する。</p> <p>イ 校章は、上着の左襟につける。</p> <p>ウ 季節による制服については次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 4月～ 本校指定の制服を着用する。 2) 6月～ 衣替えをする。（上着を脱ぎ、ニットベストとリボンを着用する） 本校指定のポロシャツを着用してもよい。 ※寒い日は、ブラウス、ニットベストの上に上着を着用してもよい。 3) 10月～ 本校指定の制服を着用する。 4) 冬季間は防寒コートを着用してもよい。 <p>エ 変形したり、他のものを着用したりしない。</p> <p>オ 生徒間の交換は禁止する。</p>
	頭髪	<p>ア 頭髪は、生徒らしい清潔なものとし、パーマ・ウェーブ・カール・アシンメトリー・染色・脱色・付け毛（エクステンション）等は禁止する。</p> <p>イ リボン等の髪飾りは禁止する。</p>
	通学靴	<p>ア 革靴・合成革靴は、黒または茶色の一色とする。運動靴は、学生らしいものとする。</p> <p>イ 型は学生らしいもので、ヒールの高さは3cm位までとする。</p>
	上履き	<p>ア 上履きは本校指定のものとする。</p> <p>イ つまさきの表に名前を明記する。</p> <p>ウ かかとを踏まない。</p>
	ソックス ストッキング（タイツ）	<p>ア ソックスは指定のハイソックスとする。ただし、普段使いとしてはワンポイントの紺・黒を認める。ただし、長さは指定のものに準ずる。</p> <p>イ ストッキング・タイツは、肌色または黒に限る。</p>
	カバン	<p>学生カバンまたは手提げカバン、肩掛けカバン、背負いカバンは学生らしいもので1日の教科書・ノート類が入る大きさのものとし、ふたのできるものとする</p>
	セーター	<p>上着の下に指定のセーターを着ることができる。指定のセーターを着ていれば校内では上着を省略することができる。</p>
	防寒コート	<p>ア 紺・黒・グレー・ベージュ・茶色の一色のコートまたは半コートで、学生らしいものとする。</p> <p>イ ジャンバー、パーカー、カーディガン、ジージャン、ウィンドブレーカー類は禁止する。</p>
	所持品	<p>ア 盗難防止のため、持ち物には必ず科・学年・組・氏名を明記する。</p> <p>イ 貴重品の管理をきちんとする。</p> <p>ウ 教科書・その他の教材は、教室等に放置せず家庭に必ず持ち帰る。</p> <p>エ マンガ・雑誌類、遊技具類、ヘッドホンステレオ、ドライヤー、化粧道具等は学校に持ち込まない。</p> <p>オ 携帯電話等は「持ち込み願い」を提出し、校内では電源を切ってカバンにしまっておく。</p> <p>カ 校内での充電は禁止する。</p>
	その他	<p>ア 眉毛は剃ったり、抜いたりしない。</p> <p>イ 爪は伸ばさず清潔にしておく。</p> <p>ウ ネックレス・ピアス・指輪・ブローチ等の装身具は禁止する。</p> <p>エ 化粧は禁止する。</p>

交通関係規定

1 自転車通学規定

(1) 許可の条件

- ア 学校までの利用については、原則として1km以上離れている地域とする。駅までの利用については、許可を受け、駐輪のマナーを守って利用する。
- イ 利用者は損害保険に加入する。
- ウ 利用者は必ずヘルメットを着用する。

(2) 手続き

通学希望者は、保護者連署のうえ、担任を通じて所定の許可願を交通指導係に提出する。係は、交通安全の心構え等の確認後、通学を許可する。

(3) 指導事項

- ア 自転車に学校指定のステッカー（防犯登録証・校章）を貼付する。
- イ 安全な服装・履物を身に付ける。
- ウ 車両の点検・整備を怠らない（TSマークの交付を受ける）。
- エ 時間にゆとりを持って登校する。
- オ 卒業時には学校指定ステッカーを剥がす。

(4) その他

- ア 必要に応じて通学許可の停止・取消を行う場合がある。
- イ 駐輪の際には施錠等、各自で盗難防止に努める。

2 二輪車運転免許証取得規定

- (1) 生命尊重、進路実現及び加害事故防止の観点から、二輪車の運転免許証の取得及び乗車は原則として認めない。
- (2) 「3 原付通学許可の特例」の条件を満たす希望者は、学校が協議の上、原動機付自転車（以下原付とする）の免許証取得及び通学が可能となる場合がある。
- (3) 上記によらず、特別な事情等がある場合には、別途協議をする。

3 原付通学許可の特例

(1) 許可条件

- ア 2・3年生となる者。
- イ 学業成績が良好（不振科目がない等）で部活動等に熱心に取り組む者。
- ウ 列車・バス等の公共交通機関の利用が著しく困難な者。
※最寄り駅（バス停）までの距離が4km以上、または、家庭の事情や交通事情等特別な場合。
- エ 過去に道路交通法、校内規則に違反がなく、今後も規定を遵守できる者。
(ア) 過去1年内に交通規定に違反していない者。
(イ) 過去1年内に生徒指導上の指導がない者。
- オ 指定の期間（春季休業中）に免許が取得できる者。
(指定の期間に免許を取得できなければ、許可を取り消す場合がある。)
- カ 「(3) 指導事項」をよく理解し、遵守することができる者。
- キ 上記のア～カが守れない場合には、特別指導、原付通学の停止あるいは取り消し等になることがある。

(2) 手続き

- ア 通学希望者は、保護者連署の上、担任を通じて指定の期間内に許可申請を交通指導係に提出する。
※許可申請の受付は、年1回（3学期）のみである。
- イ 受付後、原付通学許可検討委員会で協議の上、校長が許可を決定する。
- ウ 該当者は、指定の期間に下記の準備をする。
(ア) 原付免許証
※免許証取得の申し込みは、該当者が各自で行い、費用は個人負担とする。また、(イ)～(オ)も同様である。

- (イ) 原付
- (ウ) ヘルメット（JIS規格・フルフェイス・単色）
- (エ) 自動車損害賠償の加入
- (オ) 任意保険の加入

エ 原付通学は、原付通学許可会への参加（本人・保護者）後に許可される。

オ 原付通学許可会は、交通安全の心構え等の確認や手続きをする。また、必要な書類等を持参し、全てが整っていることを確認後、校長が通学を許可する。

(3) 指導事項

ア 運転技術の習得及び交通規則遵守により安全運転する。

イ 学校指定のステッカーをヘルメットと車両に貼付する。

ウ 本校主催の実技講習会を受講する。

エ 路面の状況や交通状況により、原付通学が困難な場合は利用を控える。

オ 原付を通学以外で利用しない。また、許可なく利用区間を変更しない。

カ 利用区間内でも通学以外に利用できない。

※登校日にアルバイトを実施する場合は、勤務先が許可路線沿いであれば利用できるが、休日にアルバイトに出勤する場合は利用できない。

キ 車両・区間の変更や原付通学を中止した場合は、速やかに交通指導係に申し出る。また、交通事故が発生した場合も同様である。

ク 上記のア～キが守れない場合には、特別指導、原付通学の停止あるいは取り消し等となることがある。

4 普通自動車運転免許取得規定

(1) 生命尊重、進路実現及び加害事故防止の観点から、四輪車の免許証取得及び運転は認めない。

(2) 普通自動車の免許取得については、下記の「(3) 入所許可の条件」を満たして校長の許可、「(4) 手続き」を経て、教習所へ入所が可能となる。

(3) 入所許可の条件

ア 3年生である者。

イ 学業成績が良好な者（不振科目がない者）。

ウ 風紀検査に合格した者。

エ 同意書及び申請書を指定の期間に提出した者。

オ 自営・就職希望者及び進学・公務員内定者のいずれであること。

カ 過去1年以内に交通事故・違反をしていない者。

キ 過去1年以内に生活指導上で指導を受けてない者。

ク 保護者が「第3学年保護者会」に出席し、学校の交通指導方針の説明を受けた者。

ケ 授業や学校行事等の学校生活が最優先であることを理解し遵守することができる者。また、金銭面についても同様である。

コ 上記のア～ケを満たした者は、早期入所（6月～11月の入所）の対象である。

サ 12月以降の教習所への入所は上記の「ア、ウ、エ、ケ」を満たした者が対象である。

シ 「(5) 指導事項」をよく理解し、遵守することができる者。

ス 上記のア～シが守れない場合には、特別指導や教習の停止あるいは中止等となる場合がある。

(4) 手続き

ア 入所希望調査により申請を行う。

イ 申請書と同意書を担任に提出し、これらの書類を交通指導係が検討する。

ウ 生徒指導部が風紀検査をする。

エ 学校で実施される「教習所入所許可式」に参加し、交通安全の心構えや入所に関する説明を受け、許可書が発行となる。

オ 教習所への申し込みは、希望する教習所に各自で手続きする（許可書を提出する）。

(5) 指導事項

ア 無許可で入所した者は、特別指導等の対象とする。また、許可前の入所予約も同様である。

イ 仮免許の使用は、教習所以外では認められない。

- ウ 教習所卒業証明書や仮免許等は保護者の責任のもと、厳重に保管する。
- エ 在学中の免許取得やこれに関わる各試験の受験は認められない。これらは卒業式以降に行う。
- オ 制服を着用し、本校の生徒として、品位を持って教習を受ける。
- カ 学校生活を優先し、授業や学校行事等よりも教習を優先することを認めない。なお、金銭面についても同様である。

- キ 平日は放課後のみ、休日は終日とする。
- ク 試験期間中（試験1週間前～試験終了）の教習を禁止とする。
- ケ 長期休業や家庭学習期間等の合宿教習は認めない。
- コ 上記のア～ケが守れない場合には、特別指導や教習の停止あるいは中止等となる場合がある。

(6) その他

- ア 上記の規定によらず、特別な事情等がある場合は、別途協議をする。

5 大型・小型特殊免許証取得規定

- (1) 大型・小型特殊運転免許証取得及び乗車は原則として認めない。
- (2) 大型・小型特殊免許証取得許可の特例((3)で定める)にあてはまると認められた者は免許証取得の許可を与えることがある。

(3) 大型特殊免許証取得の特例

普通自動車運転免許証の許可条件を満たしている者。(4 普通自動車運転免許証取得規定 (3) 入所許可の条件)

(4) 小型特殊免許証取得の特例

- ア 家庭が主に農業で生計を立てており、保護者の同意が得られる者。
- イ 道路交通法を遵守し安全運転が可能な者。

(5) 手続き

- ア 許可を受けたい者は、担任を通じて交通指導係まで申し出る。
- イ 所定の許可願を保護者連署のうえ、担任を通じて交通指導係に提出する。

6 車両利用上の禁止事項

(1) 自転車関係

以下の行為を禁止する。

- ア 2人乗り運転（運転者・同乗者）
- イ 不正な改造車両の使用
- ウ 無許可通学
- エ 通学用車両の貸借
- オ 無ヘルメット運転
- カ その他の安全運転義務違反

(2) 二輪車関係

- ア 運転免許証無断取得（車種に関わらず）

- イ 無免許運転（車種に関わらず）

- ウ 通学許可者の私的な利用

- エ 2人乗り運転（運転者）

- オ 速度制限違反

- カ 無ヘルメット運転（運転者・同乗者）

- キ 2人乗り運転（同乗者）

- ク 無許可通学

- ケ 保険への未加入

- コ ヘルメットの指定ステッカー無貼付

- サ その他の道路交通法の違反

- シ 職員・交通委員等の注意無視

(3) その他

- ア 歩行者は、右側通行等交通のルールを守る。

イ バス・列車通学者は、時間にゆとりを持った行動をし、車内道徳を守る。

ウ 定期券等の不正使用は禁止する。

7 交通事故・違反

- (1) 交通事故（加害者・被害者・自損）・違反を起こしたときは、ただちに担任を通じて交通指導係に申し出る。
- (2) 交通事故を起こした者の指導については、生徒指導部の会議、職員会議を経て、校長が決定する。